(経済産業省)

		(経済産業省	)
制	度 名	企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充	
税	目	法人税(法人税法第25条第3項、第33条第4項、第59条第項、同施行令第24条の2、第68条の2)	2
要	避す 適用 等の	金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」 目を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われているこ O要件を満たす必要がある。	のと
望	を が 受	このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放 うう場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適 受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権 こついて、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。	用
Ø	小割   産に	ロえて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額 頁(1,000 万円未満(有利子負債 10 億円未満の企業は 100 万円未満))の こついては、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われ 5場合には、評価損の計上(損金算入)を認めること。	)資
内			
容		平年度の減収見込額 — 百万F	—— 円
		(制度自体の減収額) ( ― 百万円	])
新	(1)		
設	-	『業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生 営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。	<u>.</u>
拡	(2)	施策の必要性	
充	''	- 池泉の必要は ☆融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が 9 割を	:招
又	えるられ	る水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考 れるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく	え、
は		Rの関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営 C繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。	¦改
延		た、中小企業金融円滑化法が最終期限(平成 25 年 3 月末)を迎えるに当	
長	うた	ての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を とめの環境整備が強く求められており、平成 24 年 4 月 20 日に公表され	た
を	策/	P小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための ペッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化につ	
必	-	引げられている。 ニ記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており	ı
要	本件	- 記めとおり、現在、中が正来の事来将工への施采が強く不成られており ‡要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化 りに必要な施策と思われる。	
ح	/ Δ	ハー必女は心外に心1/10で。	
す			
る			
理			
曲			

	合 理 性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	4. 取引・経営の安心
		政 策 の 達成目標	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
今		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
回 の		同上の期間 中の達成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
要望		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず
王 に 関 連 す	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	500~600 社 【算出方法】 ①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5~6 万社 ②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1% ※①×②=500~600 社
る事		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大することは、事業再生を促進し、地域経済の活性化に繋がり有効である。
項	相当性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	なし

	要望の措置 の 妥 当 性	「合理的な再生計画」に基づく債権放棄である場合には、企業 再生税制の適用を可能とすることや、評価損の金額が小額の資 産であっても資産評価が行われている場合には、評価損の損益 算入を認めることは、真に資金提供が必要な事業再生の実効性 を高め、地域経済の活性化を図るものであり、妥当である。
これまでの	租税特別 措 置 の 適用実績	新設要望のため、該当せず
位税特別措置の で	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	新設要望のため、該当せず
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	前回要望時 の達成目標	新設要望のため、該当せず
に関連する事項	前回要望時 からのび目標 にない場合の 理	新設要望のため、該当せず
	<u>ェ 出</u> までの ! 経 緯	新設要望のため、該当せず